

【第一問】－50 点－

本問は、法人税法における基本的な事項の中から、各事業年度の所得の金額の計算の通則、収益の額、受贈益、寄附金の損金不算入、役員給与の損金不算入及び過大な使用人給与の損金不算入に関する事項並びに人格のない社団等が収益事業を開始した場合の課税上の取扱いに関する事項を取り上げて、税理士の実務において頻出する論点についての正しい理解を問う問題である。

問 1（40 点）

本問の論点は、各事業年度の所得の金額の計算の通則、収益の認識及び計上額、受贈益の益金不算入制度、寄附金の損金不算入制度並びに役員給与の損金不算入制度及び過大な使用人給与の損金不算入制度についての正しい理解である。本問では、一の者による完全支配関係がある法人を譲渡人とするいわゆる低廉譲渡取引で譲受人に対する経済的な利益の供与と認められるケースを例に、その譲受人について法人か個人かのステータスや譲渡人と譲受人との間の関係性等の違いに応じてそれぞれ適用されるこれらの各制度の取扱いについての総合的な理解を、(1)から(3)までの具体的事例に分けて問うている。

本問の(1)では、譲受人である法人と譲渡人である法人との間に資本関係がないケースを例に、譲渡人及び譲受人のそれぞれにおける時価による収益計上及びその収益に対応する原価の損金算入の原則的な取扱いをはじめ、別段の定めである譲渡人における寄附金の損金不算入規定の適用といった、法人税の所得計算の一連の流れや全体の仕組みについての基本的な理解を問うている。

本問の(2)では、本問の(1)の税務上の処理を前提に、譲渡人と譲受人との間に同一の株主による完全支配関係があるケースを例に、この場合に適用されるいわゆるグループ法人税制の基本的な理解を問うている。このグループ法人税制には、この同一の株主が個人か法人かを問わずに適用される、完全支配関係のある法人間の譲渡損益調整資産の繰延べ制度のほか、この同一の株主が法人であり当事者間の完全支配関係がある場合にのみ適用される、寄附金の損金不算入制度のうちの一定の取扱いや受贈益の益金不算入制度があり、具体的事例に応じてどの取扱いが適用されるのかを正確に理解している必要がある。

本問の(3)では、本問の(1)の税務上の処理を前提に、譲受人が譲渡人の役員等の個人であるケースを例に、当該個人に対する経済的な利益の供与の取扱いについての基本的な理解を問うている。この経済的な利益の供与が当該個人に対する寄附金ではなく給与に該当することを前提に、当該個人が役員・使用人兼務役員・特殊関係使用人のいずれに該当するかを判定を行い、当該個人のこれらのステータスに応じて役員給与の損金不算入規定又は過大な使用人給与の損金不算入規定が適用されるかを検討する、といった仕組みとなっており、具体的事例に応じてどの取扱いが適用されるのかを正確に理解している必要がある。

このように、本問は、法人税の所得計算の一連の流れや全体の仕組みを俯瞰しつつ、具体的事例に応じて適用すべき各制度の基本的内容を、法令や通達に基づき正確かつ端的な表

現で説明できるかがポイントとなる。

問 2（10 点）

本問の論点は、人格のない社団等が収益事業を開始した場合の法人税法の規定の正しい理解である。本問では、マンション管理組合が収益事業を開始したケースを例に、法人格を有さず法人登記が必要とされない団体について法人税の確定申告義務が生じる場合に係る課税上の取扱いに関する基本的な理解を問うている。

法人税法上、内国法人（人格のない社団等を含む。）に対しては、各事業年度の所得について法人税を課することとされており、このうち人格のない社団等に対しては、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得には法人税を課さないこととされている。法人税法上の収益事業とは、販売業、製造業その他の一定の事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいい、この一定の事業には本問のケースのような不動産貸付業が含まれている。人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合には、収益事業開始届出書を収益事業開始の日以後2ヶ月以内に所轄税務署長に提出しなければならない。

人格のない社団等は、収益事業から生ずる所得についてのみ課税されることになるが、収益事業と収益事業以外の事業を行う場合には、収益事業から生ずる所得に関する経理と収益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理とを区分して行わなければならないこととされている。また、人格のない社団等の収益事業に係る所得に対して適用される税率は23.2%であるが、年所得800万円以下の金額に対して適用される税率は15%（年所得10億円を超える事業年度は17%）となる。

本問では、これらを正しく理解した上で、資料に与えられた具体的な事項等に当てはめて正しく説明できるかがポイントとなる。

【第二問】－50 点－

本問は、税理士が頻繁に直面する事項の中から、貸倒引当金、受取配当等に関する取扱いのほか、近年の改正項目であるリース取引を中心に、法人税法における課税上の取扱いに関する正確な知識を問う問題となっている。

問 1（40 点）

【資料 1】

本問は、租税公課の課税上の取扱いに関する問題である。法人税額等については、前期の確定申告に伴い取り崩す納税充当金、当期中に支払う予定納税額及び当期の確定決算に係る納税充当金の取扱いに関する正確な税務調整の知識を問う問題となっている。また、賦課課税方式による租税公課や附帯税については、それぞれの損金算入の可否及び損金算入時期並びに留保・流出項目の判断における正確な知識を問う問題となっている。

【資料 2】

減価償却資産については、その事業の用に供している途中に、修理や改良等を加えることがある。本問は、法定耐用年数経過後の減価償却資産に修理や改良等を加えた場合において、その修理や改良等に係る費用が資本的支出に該当するかどうかの正確な知識を問う問題となっている。また、令和 8 年度税制改正における減価償却関係の改正項目の知識を問う問題にもなっている。

【資料 3】

法人が配当等を受け取った場合には、二重課税を排除する観点から、受取配当等の益金不算入の規定が設けられている。この配当等については、配当等を支払う法人との関係性により、益金不算入となる不算入割合や計算方法が異なっているが、本問は、これらに関する正確な知識を問う問題となっている。また、資本の払戻しがあった場合におけるみなし配当の取扱いや、有価証券の譲渡原価の計算に関する取扱い、法人税額から控除される所得税額の計算など、株式の配当に関する各種の課税上の取扱いに関する正確な知識を問う問題となっている。

【資料 4】

資本金が 1 億円以下の中小法人等は、法人税法における別段の定めにより、一定の金額まで貸倒引当金の繰入れが認められている。この貸倒引当金については、一定の事実が生じている債権にあっては個別評価金銭債権として、それ以外の一般債権にあっては一括評価金銭債権として、それぞれ繰入限度額を計算することになっているが、本問は、これらに関する正確な知識を問う問題となっている。また、令和 9 年 3 月末を目途に手形の交換の廃止が進められていることから、手形の代替手段とされる電子記録債権の取扱いについての理解を問う問題にもなっている。

【資料 5】

交際費等の額の損金算入については、冗費の節約を図る観点から、一定の制限が設けられている。この交際費については、交際費などの勘定科目のみで判断するのではなく、その行為や態様に応じて判断する必要がある。本問は、交際費となる項目の選定や、その計算方法についての正確な知識を問う問題となっている。

問 2（10 点）

令和 7 年度税制改正において、新リース会計基準の選択適用が開始されることに合わせて、リース取引に関する法人税法の規定が整備された。本問は、最新の改正項目を含めたリース取引に関する知識や、賃貸借取引に係る当期の損金算入額の取扱いなど、事例に応じた幅広い知識を問う問題となっている。